

TPP（環太平洋パートナーシップ）等・米国関税措置 総合対策本部事務局の設置に関する規則

〔令和8年3月30日
内閣総理大臣決定〕

（設置及び任務）

第1条 内閣官房に、以下の事務を処理するため、TPP等・米国関税措置総合対策本部事務局（以下「事務局」という。）を置く。

- 一 TPP等総合対策本部に係る事務並びに同本部による環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下「CPTPP」という。）に関する交渉等の方針に基づく交渉
- 二 米国の関税措置に関する総合対策本部に係る事務並びに米国の関税措置に係る日米協議の合意の進捗管理及び米国の関税措置による国内産業への影響を踏まえた必要な支援に関する総合調整

（組織）

第2条 事務局に、事務局長、事務局長代理、首席交渉官、国内調整統括官、企画・推進審議官、次長、審議官、参事官、企画官、交渉官その他所要の局員を置く。

- 2 事務局長は、内閣官房副長官（事務）をもって充てる。
- 3 事務局長は、事務局の事務を掌理する。
- 4 事務局長代理は、内閣官房副長官補（内政担当）及び内閣官房副長官補（外政担当）をもって充てる。
- 5 事務局長代理は、事務局長の事務を代理する。
- 6 首席交渉官は、CPTPP交渉等に係る交渉チームを統括し、各回交渉会合の我が国としての対処方針等を策定する。交渉会合では首席交渉官会合に出席するとともに、各分野の交渉官等を適宜指示しつつ国益をかなえるための交渉を行う。
- 7 首席交渉官は、関係のある他の職を占める者をもって充てることができる。
- 8 国内調整統括官は、米国の関税措置に関する総合対策本部に係る庶務、米国の関税措置に係る日米協議の合意の進捗管理及び米国の関税措置による国内産業への影響を踏まえた必要な支援に関する総合調整並びにCPTPP交渉等に係る国益を確保する観点からの総合的な国内調整を統括するとともに、国会対応の総括及び国民への情報提供を行う。
- 9 企画・推進審議官は、命を受けて、CPTPP交渉等のうち重要事項の推進（新規加入に関するものを含む。）の企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。
- 10 次長は、事務局長を助け、事務局の事務を整理する。
- 11 審議官は、命を受けて、重要事項の企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理

する。

- 12 参事官は、命を受けて、重要事項の企画及び立案に参画する。
- 13 企画官は、命を受けて、特定事項の企画及び立案に関する事務に従事する。
- 14 交渉官は、命を受けて、C P T P P等の個別交渉分野の企画及び立案並びにその交渉に参画する。
- 15 首席交渉官は、その充てられる者の占める関係のある他の職が非常勤の職であるときは、非常勤とする。
- 16 局員は、非常勤とすることができる。

(補則)

第3条 この規則に定めるもののほか、事務局の内部組織に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から実施する。
- 2 T P P (環太平洋パートナーシップ) 等政府対策本部の設置に関する規則 (平成25年4月5日内閣総理大臣決定。以下「旧本部設置規則」という。) 及び米国の関税措置に関する総合対策本部事務局の設置に関する規則 (令和7年4月11日内閣総理大臣決定。以下「旧事務局設置規則」という。) は、廃止する。ただし、旧本部設置規則に基づき置かれたT P P等政府対策本部及び旧事務局設置規則に基づき置かれた米国の関税措置に関する総合対策本部事務局がこれまで検討した事項等については、事務局に引き継がれるものとする。
- 3 この規則は、令和10年8月31日をもって、その効力を失う。ただし、期限までに、内閣官房は、事務局の業務状況等を勘案し、期限経過後の事務局の在り方について、改組及び期限の延長を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることなどにより規則の効力を失わないとしたときは、この限りではない。